報　告　事　項

令　和　3　年　12　月　定　例　会

令和３年12月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件　　名	ページ
36	岡崎市の債権の管理に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について	5
37	損害賠償の額を定める専決処分について	9
38	損害賠償の額を定める専決処分について	13
39	訴えの提起に関する専決処分について	17

令和３年報告第36号

岡崎市の債権の管理に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第２項の規定により報告する。

令和３年11月30日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

専　決　処　分　書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年３月26日議決）により指定された条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和３年10月18日専決

岡崎市長　中　根　康　浩

岡崎市の債権の管理に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市の債権の管理に関する条例（平成20年岡崎市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第５条中「歳入」を「分担金等」に改める。

附　則

この条例は、令和４年１月４日から施行する。

令和３年報告第37号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第２項の規定により報告する。

令和３年11月30日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

専　決　処　分　書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年３月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和３年10月８日専決

岡崎市長　中　根　康　浩

１　損害賠償額

83,655円

２　事故の概要

令和３年７月18日午後２時48分頃、岡崎市小呂町字ミタライ72番２地先の市道小呂町９号線において、南進中の相手方自動車右前輪が道路陥没部に落ち、当該車輪のタイヤゴム及び自動ブレーキセンサーを損傷する損害を与えた。

令和３年報告第38号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第２項の規定により報告する。

令和３年11月30日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

専　決　処　分　書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年３月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和３年10月22日専決

岡崎市長　中　根　康　浩

１　損害賠償額

60,375円

２　事故の概要

令和３年７月20日午後１時30分頃、岡崎市小呂町字６丁目60番２地先の市道岡崎環状線（１－４）において、道路補修に向かう公用自動車が南進中、停止線で一時停止していた相手方自動車が当方の通過前に急発進したため、当該自動車の左後部に接触し、左後部ドアパネル等を損傷する損害を与えた。

令和３年報告第39号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第２項の規定により報告する。

令和３年11月30日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

専　決　処　分　書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年３月26日議決）により指定された訴えを提起することについて、次のとおり専決処分する。

令和３年10月19日専決

岡崎市長　中　根　康　浩

1　管轄裁判所

名古屋地方裁判所岡崎支部

2　相手方の住所及び氏名、明渡しを求める市営住宅

相手方の住所及び氏名	市営住宅
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ ＊＊＊＊＊＊	中之郷荘 ＊号

3　請求の趣旨

相手方に対し市営住宅中之郷荘＊号の明渡しを求める。

4　請求の原因

相手方は、市営住宅中之郷荘の用途廃止により、移転先である中之郷荘＊号の賃貸借契約を締結し、中之郷荘＊号の賃貸借契約を終了した。

しかし、中之郷荘＊号から中之郷荘＊号へ移転せず、市が市営住宅の返還指導を再三行ってきたが、これに応じることなく現在も市営住宅の使用を継続しており、不適正な入居状態にある。

よって、市営住宅中之郷荘＊号の明渡しを求めるため訴えを提起する。